

議案第 19 号

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営駐車場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第32号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表
中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第12条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第12条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。